



規則

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

●東京都規則第十九号

児童福祉法施行細則の一部を改正する規則

児童福祉法施行細則（昭和四十一年東京都規則第百六十九号）の一部を次のように改正する。

別表第一（中）「4,200円」を「4,500円」、「170,200円」を「255,300円」に改

める。

別記第三号様式(2)の1中

立入	立入調査日	
----	-------	--

安全確認	安全確認調査日	
------	---------	--

別記第十一号の十三様式(2)中

知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりなもの

発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりなもの

発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりなもの

気管切開管理又は挿管を行っているもの

発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりなもの

発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりなもの

気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、3月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの

発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりなもの

様式(2)中

知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりなもの	知能指数( ) 1歳以上で寝たきり(無・有)
発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりなもの	発達・知能指数( ) 1歳以上で寝たきり(無・有)
気管切開管理又は挿管を行っているもの	気管切開(未実施・実施) 挿管(未実施・実施)
発達・知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりなもの	発達・知能指数( ) 1歳以上で寝たきり(無・有)

発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりなもの	発達指数( ) 知能指数( ) 1歳以上で寝たきり(無・有)
発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりなもの	発達指数( ) 知能指数( ) 1歳以上で寝たきり(無・有)
気管切開管理若しくは挿管を行っているもの、3月以上常時中心静脈栄養を必要としているもの又は肝不全状態にあるもの	気管切開(未実施・実施) 挿管(未実施・実施) 肝不全状態にある(無・有)
発達指数若しくは知能指数が20以下であるもの又は1歳以上の児童において寝たきりなもの	発達指数( ) 知能指数( ) 1歳以上で寝たきり(無・有)

改める。

附則

1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。ただし、別記第三号様式(2)その1の

改正規定は、公布の日から施行する。

- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の児童福祉法施行細則別記第三号様式(2)その1及び第十一号の十三様式による用紙で、現に残存するものは、所要の修正を加え、なお使用することができる。

東京都道路占用規則の一部を改正する規則を公布する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

●東京都規則第二十号

東京都道路占用規則の一部を改正する規則

東京都道路占用規則(昭和五十二年東京都規則第百三十二号)の一部を次のように改正する。

別記第三号様式中「電 話」を「電 話」に改める。

附 則

- 1 この規則は、令和元年七月一日から施行する。
- 2 この規則の施行の際、この規則による改正前の東京都道路占用規則別記第三号様式による用紙で、現に残存するものは、なお使用することができる。

訓 令

●東京都訓令第二号

総務局 財務局 福祉保健所  
 総務局 財務局 福祉保健所  
 総務局 財務局 福祉保健所  
 総務局 財務局 福祉保健所

東京都保健所処務規程(昭和三十二年東京都訓令甲第四十九号)の一部を次のように改正する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

第三条第一項の表企画調整課の項中第十四号を第十五号とし、第十三号の次に次の一号を加える。

- 十四 健康増進に関すること(他の課に属するものを除く。)
- 第五条に次の一号を加える。
- 二十八 健康増進に関すること。

附 則

この訓令は、令和元年七月一日から施行する。

告 示

●東京都告示第百六十三号

計量法(平成四年法律第五十一号)第十九条第一項及び第二十条第一項並びに特定計量器検定検査規則(平成五年通商産業省令第七十号)第三十九条第一項の規定により、特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在場所定期検査を次のとおり指定定期検査機関が実施するので、同法第二十一条第二項の規定により告示する。

令和元年六月二十八日

東京都計量検定所長 荒 木 誠

- 一 検査地域 台東区及び練馬区
- 二 検査対象 非自動はかりであつて、ひょう量が二百五十キログラムを超え二トン以下のもの及び同一の事業所で併せて使用するひょう量が二百五十キログラム以下のもの(分銅及びおもりを含む。以下「検査対象物」という。)。ただし、ひょう量が二トンを超える非自動はかりを併せて使用する事業所の検査対象物を除く。
- 三 検査期日 令和元年八月五日から同年九月二十日まで(東京都の休日に関する条例(平成元年東京都条例第十号)に定める休日を除く。)
- 四 検査場所 特定計量器(皮革面積計を除く。)の所在の場所
- 五 指定定期検査機関 一般社団法人東京都計量協会

●東京都告示第百六十四号

建築基準法(昭和二十五年法律第二百一十号。以下「法」という。)第四十二条第一項第五号の規定による道路の位置の指定を次のとおり変更した。

なお、関係図書は、東京都多摩建築指導事務所に備え置いて縦覧に供する。

令和元年六月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子博

変更に係る道路の種類

変更年月日

変更に係る道路の位置

変更に係る道路の延長及び幅員(単位メートル)

法第四十二条第一項第五号の規定による道路

令和元年六月五日

あきる野市伊奈字北伊奈九百七十四番一及び同番三の各一部  
延長  
〇・二二三  
幅員  
四・〇〇

●東京都告示第百六十五号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三條第二項の規定に基づき、一般都営住宅の使用料を次のように変更し、令和元年七月一日から実施するので、同条第三項の規定により告示する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	高層耐火	勝どき五丁目アパート(10号棟)	中央区勝どき5-8	33.6	1	28,200	50,800
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(7号棟)	新宿区戸山2-7	38.8	1	32,200	65,600
一般都営	中層耐火	戸山ハイツアパート(29号棟)	新宿区戸山2-29	38.8	1	32,600	68,800
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(10号棟)	新宿区戸山2-10	40.1	1	33,800	78,300
一般都営	高層耐火	戸山ハイツアパート(35号棟)	新宿区戸山2-35	40.1	1	34,200	74,000
一般都営	高層耐火	早稲田アパート(1号棟)	新宿区西早稲田1-9	34.4	1	29,200	47,300
一般都営	高層耐火	本駒込四丁目アパート(15号棟)	文京区本駒込4-35	42.2	2	36,200	61,500
一般都営	高層耐火	清川二丁目アパート(3号棟)	台東区清川2-22	34.3	1	25,300	34,100
一般都営	高層耐火	下谷二丁目アパート(1-2-10号棟)	台東区下谷1-2	35.4	1	28,300	38,700
一般都営	中層耐火	下谷三丁目アパート(4号棟)	台東区下谷3-11	42.3	1	34,200	58,000
一般都営	高層耐火	文化一丁目アパート(35号棟)	墨田区文化1-28	37.8	1	25,800	46,400
一般都営	高層耐火	立花一丁目アパート(6号棟)	墨田区立花1-27	42.2	2	29,800	51,700
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(4号棟)	墨田区堤通2-4	59.7	1	43,900	66,300
一般都営	高層耐火	白鬚東アパート(5号棟)	墨田区堤通2-6	59.7	1	43,900	66,300
一般都営	高層耐火	立花六丁目アパート(2号棟)	墨田区立花6-8	55.9	1	40,600	73,500
一般都営	中層耐火	亀戸七丁目アパート(9号棟)	江東区亀戸7-57	39.0	1	31,000	44,200
一般都営	高層耐火	亀戸七丁目アパート(8号棟)	江東区亀戸7-57	34.3	1	27,700	47,100
一般都営	中層耐火	南砂五丁目アパート(2号棟)	江東区南砂5-24	36.7	1	28,400	42,800
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(7号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,500
一般都営	中層耐火	東砂二丁目アパート(20号棟)	江東区東砂2-13	33.4	1	26,200	39,500
一般都営	高層耐火	北砂二丁目第3アパート(2号棟)	江東区北砂1-3	42.0	1	33,600	54,100
一般都営	高層耐火	東雲二丁目アパート(4号棟)	江東区東雲2-4	51.2	1	42,500	81,400
一般都営	高層耐火	扇橋三丁目アパート(13号棟)	江東区扇橋3-20	55.9	1	46,700	70,100
一般都営	高層耐火	東品川第4アパート(12号棟)	品川区東品川1-2	34.3	1	29,000	42,800
一般都営	高層耐火	八潮五丁目アパート(1号棟)	品川区八潮5-1	59.6	1	52,300	95,300
一般都営	中層耐火	羽田六丁目アパート(2号棟)	大田区羽田5-12	32.6	1	25,100	37,300
一般都営	高層耐火	東糀谷六丁目アパート(1号棟)	大田区東糀谷6-9	42.2	2	33,500	48,300
一般都営	高層耐火	萩中三丁目アパート(18号棟)	大田区萩中3-27	42.2	1	33,600	60,900
一般都営	高層耐火	東糀谷五丁目アパート(14号棟)	大田区東糀谷5-17	51.2	1	42,300	66,400
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(3号棟)	大田区大森東1-31	59.6	2	49,900	83,600
一般都営	高層耐火	大森東一丁目アパート(6号棟)	大田区大森東1-36	59.6	2	49,900	83,600
一般都営	中層耐火	南台五丁目アパート(1号棟)	中野区南台5-7	51.0	1	38,700	83,700
一般都営	中層耐火	上井草四丁目アパート(11号棟)	杉並区上井草4-8	39.0	1	28,600	62,700

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	高層耐火	北大塚一丁目アパート（10号棟）	豊島区北大塚1-15	38.2	1	31,000	65,000
一般都営	高層耐火	北池袋アパート	豊島区池袋1-13	34.3	1	27,500	37,200
一般都営	高層耐火	南大塚二丁目アパート（2号棟）	豊島区南大塚2-36	37.3	1	31,100	52,100
一般都営	高層耐火	駒込二丁目アパート（3号棟）	豊島区駒込2-2	51.2	1	43,200	71,700
一般都営	高層耐火	浮間一丁目第2アパート（7号棟）	北区浮間1-5	48.1	1	38,600	66,500
一般都営	高層耐火	王子本町アパート（16号棟）	北区王子本町3-4	37.3	1	29,200	53,300
一般都営	中層耐火	滝野川三丁目アパート（12号棟）	北区滝野川3-69	39.0	1	30,400	51,400
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目アパート（13号棟）	北区滝野川3-71	42.2	1	33,400	63,800
一般都営	高層耐火	滝野川三丁目第2アパート（16号棟）	北区滝野川3-80	37.3	1	29,600	46,400
一般都営	中層耐火	北栄町第2アパート（12号棟）	北区栄町7-12	39.0	1	29,500	55,000
一般都営	高層耐火	西尾久八丁目アパート（21号棟）	荒川区西尾久8-10	51.2	2	38,400	75,500
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート（3号棟）	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,600	31,700
一般都営	中層耐火	新河岸二丁目アパート（4号棟）	板橋区新河岸2-10	33.4	1	23,600	31,700
一般都営	高層耐火	新河岸二丁目アパート（9号棟）	板橋区新河岸2-10	34.4	1	24,400	37,200
一般都営	中層耐火	前野町四丁目第2アパート（3号棟）	板橋区前野町4-36	42.3	1	31,900	40,800
一般都営	高層耐火	新河岸一丁目アパート（2号棟）	板橋区新河岸1-3	51.2	1	38,400	66,800
一般都営	高層耐火	蓮根三丁目アパート（1号棟）	板橋区蓮根3-15	51.2	2	39,100	70,700
一般都営	高層耐火	練馬春日町五丁目アパート（1号棟）	練馬区春日町5-30	51.2	1	39,600	76,600
一般都営	中層耐火	練馬春日町五丁目アパート（3号棟）	練馬区春日町5-28	51.0	1	39,100	71,300
一般都営	中層耐火	南田中アパート（2号棟）	練馬区南田中3-31	32.6	1	23,600	44,800
一般都営	中層耐火	南田中アパート（40号棟）	練馬区石神井町1-1	37.0	1	26,700	50,900
一般都営	中層耐火	島根二丁目アパート（3号棟）	足立区島根2-29	36.4	1	25,000	42,400
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート（5号棟）	足立区西保木間3-2	36.7	1	24,800	39,700
一般都営	高層耐火	西保木間三丁目アパート（6号棟）	足立区西保木間3-6	34.3	1	23,700	37,600
一般都営	中層耐火	西保木間三丁目アパート（13号棟）	足立区西保木間3-12	42.3	1	29,700	41,900
一般都営	中層耐火	六月二丁目第2アパート（5号棟）	足立区六月2-29	55.9	1	40,700	70,000
一般都営	中層耐火	島根四丁目アパート（2号棟）	足立区島根4-19	59.6	1	43,500	75,000
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート（3号棟）	足立区弘道2-11	59.6	1	44,400	84,900
一般都営	中層耐火	弘道二丁目第2アパート（5号棟）	足立区弘道2-10	59.6	1	44,600	86,000
一般都営	中層耐火	保木間町アパート（5号棟）	足立区保木間1-36	41.6	1	29,200	41,700
一般都営	中層耐火	保木間第5アパート（1号棟）	足立区南花畑5-15	33.4	1	22,200	33,300
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（1号棟）	足立区西保木間4-1	37.3	1	25,300	42,400
一般都営	中層耐火	西保木間四丁目アパート（15号棟）	足立区西保木間4-5	33.4	1	22,800	37,900

種 類	構 造	名 称	位 置	規 模 (平方メートル)	戸 数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料（円、月額/戸）	近傍同種の住宅の家賃（円、 月額/戸）
一般都営	高層耐火	西保木間四丁目アパート（16号棟）	足立区西保木間4-5	37.9	1	25,900	41,000
一般都営	中層耐火	千住元町アパート（1号棟）	足立区千住元町34	33.4	1	22,900	26,300
一般都営	高層耐火	千住元町アパート（4号棟）	足立区千住元町34	33.6	2	23,100	31,400
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート（7号棟）	足立区六木1-5	35.7	1	24,100	37,800
一般都営	中層耐火	六ツ木町アパート（15号棟）	足立区六木1-5	37.7	1	25,400	39,500
一般都営	高層耐火	六ツ木町アパート（18号棟）	足立区六木1-5	40.5	1	27,500	43,800
一般都営	中層耐火	花畑第4アパート（22号棟）	足立区花畑8-5	38.3	1	25,800	38,300
一般都営	中層耐火	舎人町アパート（1号棟）	足立区舎人6-11	51.0	1	36,200	58,000
一般都営	高層耐火	舎人町アパート（14号棟）	足立区舎人6-14	43.6	1	30,400	41,800
一般都営	中層耐火	舎人町アパート（15号棟）	足立区舎人6-9	51.0	1	35,600	48,600
一般都営	高層耐火	舎人町アパート（18号棟）	足立区舎人6-9	43.6	1	30,400	41,800
一般都営	高層耐火	足立加賀二丁目アパート（7号棟）	足立区加賀2-31	55.9	1	39,800	67,200
一般都営	高層耐火	東保木間一丁目アパート（4号棟）	足立区東保木間1-25	55.9	1	40,900	72,800
一般都営	中層耐火	青井三丁目第2アパート（4号棟）	足立区青井3-30	55.9	1	41,400	78,200
一般都営	高層耐火	亀有四丁目アパート（11号棟）	葛飾区亀有4-24	43.9	1	32,300	58,500
一般都営	中層耐火	上千葉アパート（3号棟）	葛飾区堀切8-8	59.6	1	45,100	87,900
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート（3号棟）	葛飾区亀有2-11	55.9	1	42,400	83,400
一般都営	中層耐火	亀有二丁目第4アパート（4号棟）	葛飾区亀有2-11	59.6	1	45,400	88,900
一般都営	中層耐火	柴又五丁目アパート（1号棟）	葛飾区柴又5-20	55.9	1	41,400	74,200
一般都営	中層耐火	西水元五丁目アパート（3号棟）	葛飾区西水元5-4	59.6	1	43,300	73,300
一般都営	中層耐火	平井一丁目アパート（7号棟）	江戸川区平井3-4	33.4	1	24,500	39,100
一般都営	高層耐火	宇喜田町第2アパート（1号棟）	江戸川区西葛西4-1	50.9	1	40,200	68,300
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート（2号棟）	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,100	79,100
一般都営	高層耐火	清新町二丁目アパート（4号棟）	江戸川区清新町2-8	55.9	1	44,600	86,800
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン南大沢団地（3-4-7号棟）	八王子市南大沢3-4	61.4	2	35,800	77,100
一般都営	高層耐火	昭島玉川町アパート（2号棟）	昭島市玉川町1-8	38.2	1	18,100	43,800
一般都営	中層耐火	調布柴崎二丁目アパート（1号棟）	調布市柴崎2-7	55.9	1	32,600	76,300
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（5号棟）	調布市国領町3-8	45.1	1	25,100	56,000
一般都営	高層耐火	調布くすのきアパート（8号棟）	調布市国領町8-1	51.2	1	30,500	75,800
一般都営	中層耐火	調布富士見町四丁目アパート（2号棟）	調布市富士見町4-14	62.1	1	37,700	88,300
一般都営	中層耐火	下石原第2アパート（5号棟）	調布市下石原1-15	55.9	1	33,400	79,700
一般都営	中層耐火	成瀬アパート（13号棟）	町田市成瀬7-10	51.0	2	27,300	54,400
一般都営	高層耐火	成瀬アパート（6号棟）	町田市成瀬7-10	55.9	2	30,400	65,000

種類	構造	名称	称位	置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	収入の額が139,000円を超え 158,000円以下の者に適用さ れる使用料(円、月額/戸)	近傍同種の住宅の家賃(円、 月額/戸)
一般都営	中層耐火	山崎町アパート(8号棟)		町田市山崎町840	60.9	1	32,100	57,300
一般都営	中層耐火	東村山萩山町二丁目アパート(2号棟)		東村山市萩山町2-13	61.3	1	36,600	80,000
一般都営	中層耐火	秋津町五丁目アパート(3号棟)		東村山市秋津町5-1	61.3	1	37,100	78,200
一般都営	中層耐火	国立北三丁目アパート(8号棟)		国立市北3-25	41.6	1	22,500	43,600
一般都営	中層耐火	国立東二丁目アパート(1号棟)		国立市東2-26	42.3	1	24,100	64,000
一般都営	中層耐火	田無緑町三丁目アパート(6号棟)		西東京市緑町3-8	69.9	1	43,900	96,000
一般都営	中層耐火	田無北原町アパート(7号棟)		西東京市北原町2-2	61.3	1	38,600	86,000
一般都営	中層耐火	田無向台町四丁目アパート(5号棟)		西東京市向台町4-10	51.0	1	29,300	66,900
一般都営	中層耐火	田無北原町一丁目アパート(2号棟)		西東京市北原町1-32	60.2	1	37,200	84,600
一般都営	中層耐火	田無本町七丁目アパート(2号棟)		西東京市田無町7-13	56.8	1	34,000	71,600
一般都営	高層耐火	田無芝久保五丁目第2アパート(4号棟)		西東京市芝久保町5-4	55.9	1	34,000	73,200
一般都営	中層耐火	狛江アパート(3号棟)		狛江市和泉本町4-7	37.0	1	17,900	44,500
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘一丁目アパート(1号棟)		清瀬市竹丘1-5	51.0	1	27,800	56,900
一般都営	中層耐火	松山二丁目アパート(1号棟)		清瀬市松山2-17	51.0	1	30,400	65,700
一般都営	中層耐火	清瀬竹丘三丁目アパート(2号棟)		清瀬市竹丘3-3	56.8	1	30,900	58,800
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(5-2-1号棟)		多摩市諏訪5-2	37.7	1	17,400	30,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-3-8号棟)		多摩市諏訪4-3-8	37.7	1	17,400	30,700
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン諏訪団地(4-4-2号棟)		多摩市諏訪4-4	56.8	1	30,100	54,100
一般都営	高層耐火	多摩ニュータウン愛宕団地(1-2-2号棟)		多摩市愛宕1-2	38.7	1	18,600	35,600
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン豊ヶ丘団地(6-1-1号棟)		多摩市豊ヶ丘6-1	42.3	1	21,500	32,400
一般都営	中層耐火	多摩ニュータウン貝取団地(3-2-5号棟)		多摩市貝取3-2	60.9	1	32,900	59,800

●東京都告示第百六十六号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三  
 条第二項並びに第十二条第一項及び第四項の規定に基づ  
 き、一般都営住宅の名称、位置、構造及び規模、戸数、使  
 用料並びに近傍同種の住宅の家賃を次のように定めたので、  
 同条例第三条第三項の規定により告示する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

名称	位置	構造及び規模	戸数	収入の額が一三九、〇〇〇円を超え一五八、〇〇〇円以下の者に適用される使用料(月額一戸につき)	近傍同種の住宅の家賃(月額一戸につき)
浮間三丁目アパート (13号棟)	北区浮間三丁目四番	高層耐火	一四戸	三一、三〇〇円	六七、七〇〇円
同右	同右	同右	同右	三六、五〇〇円	七九、一〇〇円
同右	同右	同右	七戸	四二、八〇〇円	九二、八〇〇円
同右	同右	同右	同右	四三、二〇〇円	九三、八〇〇円
同右	同右	同右	六戸	五一、六〇〇円	一一一、八〇〇円
浮間三丁目アパート (14号棟)	同右	中層耐火	一五戸	三一、三〇〇円	六七、五〇〇円
同右	同右	同右	同右	三六、五〇〇円	七八、八〇〇円
同右	同右	同右	五戸	四二、八〇〇円	九二、五〇〇円
同右	同右	同右	同右	四三、二〇〇円	九三、四〇〇円
桐ヶ丘一丁目アパート (19号棟)	北区桐ヶ丘一丁目四番	高層耐火	五四戸	三一、二〇〇円	六一、八〇〇円
同右	同右	同右	同右	四三、三〇〇円	八五、七〇〇円
同右	同右	同右	九戸	四三、二〇〇円	八五、五〇〇円
同右	同右	同右	二五戸	五一、九〇〇円	一二二、〇〇〇円
同右	同右	同右	一六戸	二四、八〇〇円	五〇、四〇〇円
村山アパート (1132号棟)	武蔵村山市緑が丘一四六〇番地	高層耐火	同右	二四、七〇〇円	五〇、二〇〇円
同右	同右	同右	同右	三八、九〇〇円	七九、一〇〇円
同右	同右	同右	四二戸	三九、四〇〇円	八〇、一〇〇円
同右	同右	同右	一〇戸	四七、〇〇〇円	九五、五〇〇円
同右	同右	同右	六戸	四七、三〇〇円	九六、一〇〇円
同右	同右	同右	二二戸	五二、八〇〇円	一〇七、二〇〇円
同右	同右	同右	一〇戸		

●東京都告示第百六十七号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第三條第二項及び第五十六條第一項第三号の規定に基づき都営改良住宅の使用料を次のように変更し、令和元年七月一日から実施するので、同条例第三條第三項の規定により告示する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

種類	構造	名称	位置	規模 (平方メートル)	戸数 (戸)	使用料
改良	中層耐火	西大久保アパート(2号棟)	新宿区大久保3-13	32.6	1	26,000
改良	中層耐火	西大久保アパート(3号棟)	新宿区大久保3-13	34.8	1	27,900
改良	高層耐火	白鬚東アパート(2号棟)	墨田区堤通2-3	63.4	1	46,600
改良	中層耐火	南砂三丁目アパート(1号棟)	江東区南砂3-11	32.6	1	25,300
改良	中層耐火	浮間一丁目第2アパート(1号棟)	北区浮間1-12	48.1	1	38,800
改良	高層耐火	赤羽西五丁目アパート(1号棟)	北区赤羽西5-12	36.1	1	27,900
改良	中層耐火	荒川八丁目アパート(1号棟)	荒川区荒川8-19	33.4	1	22,500
改良	中層耐火	西新井六丁目アパート(1号棟)	足立区西新井6-15	39.0	1	27,500

●東京都告示第百六十八号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三條において準用する同条例第三條第二項の規定に基づき、駐車場の区画数を次のように変更する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

名称	位置	区画数
上石神井アパート駐車場	練馬区上石神井四丁目二十一番	一二九区画
東中神アパート駐車場	昭島市福島町千三番	二五区画
東大和桜が丘三丁目アパート第一駐車場	東大和市桜が丘三丁目四十四番地	一一二区画

●東京都告示第百六十九号

東京都営住宅条例(平成九年東京都条例第七十七号)第九十三條において準用する同条例第三條第二項の規定に基づき、地域ごとに知事の定める駐車料金の上限額を次のように変更する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池百合子

地域	額
葛飾区	二三、〇〇〇円

●東京都告示第百七十号

東京都特定公共賃貸住宅条例(平成五年東京都条例第六十五号)第二十九條第一項の規定に基づき、地域ごとに知事の定める駐車料金の上限額を次のように変更する。



令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

地域

額

葛飾区 二三、〇〇〇円

●東京都告示第七十一号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の三において準用する同法第三十条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する予定であるので告示する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

あきる野市乙津字中山八八七番

二 保安林として指定された目的

公衆の保健

三 変更後の指定施業要件

(一) 立木の伐採の方法

1 主伐に係る伐採種は、定めない。

2 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(二) 立木の伐採の限度並びに植栽の方法、期間及び樹種

次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を東京都産

業労働局農林水産部及びあきる野市役所に備え置いて縦覧

に供する。)

●東京都告示第七十二号

平成三十年東京都告示第九百七十号（東京都道路占用規則による徴収単価）は、令和元年六月三十日限り廃止する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

●東京都告示第七十三号

東京都道路占用規則（昭和五十二年東京都規則第三百二号）第十七条の規定に基づき、徴収単価を別表のとおり定め、令和元年七月一日から施行する。ただし、この徴収単価によるものが困難なものについては、別途算出した単価による。

なお、この告示の施行の日前に掘削復旧面積又は掘削復旧延長を確認したものについては、なお従前の例による。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子



その他	52	区画線	にメートルにつき	二、五七〇 四一〇	二、〇四〇 六八〇	一、五四〇 四〇
-----	----	-----	----------	--------------	--------------	-------------

附記

一 掘削復旧工事に当たっては、道路占用工事要綱によることとし、道路掘削復旧工事監督事務費の徴収対象範囲は、掘削部分及びKd部分とする。

二 道路掘削復旧工事監督事務費の額は、道路の機能を原状に回復し得る工種により、掘削復旧面積、掘削復旧延長に、それぞれ別表の徴収単価を乗じて得た額とする。

なお、掘削復旧面積は、小数点以下を切り捨てて計算し(当該面積が一平方メートル未満の場合は、一平方メートルとする。)、掘削復旧延長は、小数点第二位以下を切り捨てて計算する。

三 徴収単価の適用区分は、工種ごとに定める単位により掘削復旧面積又は掘削復旧延長に従い、次に定めるところによる。

なお、街きよ用集水ます、L形側溝用集水ます、U形側溝用集水ます及び歩道植樹帯縁石(端部)の徴収単価適用区分は、それぞれ設置する街きよ、L形側溝、U形側溝及び歩道植樹帯縁石(直線部)の掘削復旧延長による。

A 掘削復旧面積が二十平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルまでのもの

B 掘削復旧面積が二十平方メートルを超え五百平方メートルまでのもの又は掘削復旧延長が二十メートルを超え五百メートルまでのもの

C 掘削復旧面積が五百平方メートルを超えるもの又は掘削復旧延長が五百メートルを超えるもの

四 掘削部分について、工種に異なるものがあるときは、各工種ごとの掘削復旧面積又は掘削復旧延長によるもの

とする。

五 昼夜連続施工の場合の道路掘削復旧工事監督事務費の単価は、昼間単価に夜間単価を加えた額の二分の一とする。

●東京都告示第七十四号

港湾法(昭和二十五年法律第二百十八号)第三条の三第  
九項の規定に基づき、東京港港湾計画の変更の概要を次の  
とおり告示する。

なお、平成二十六年東京都告示第六百九十三号により  
その概要を告示した東京港港湾計画について変更したもの  
である。

令和元年六月二十八日

東京港港湾管理者 東京都

代表者 東京都知事 小池百合子

一 土地造成及び土地利用計画

(一) 既設・既定計画の変更事項

ア 土地利用計画

地区名	用途	面積(ヘクタール)
内港	埠頭用地	五三
	港湾関連用地	七四
	交流厚生用地	一一
	工業用地	一一
	都市機能用地	一五三
	交通機能用地	二九
	緑地	四一
	廃棄物処理施設 用地	三

二 港湾計画の縦覧の場所

新宿区西新宿二丁目八番一号 東京都庁第二本庁舎八  
階

東京都港湾局港湾整備部計画課

告 示 (固評審)

●東京都固定資産評価審査委員会告示第一号

東京都固定資産評価審査委員会規程(平成十一年東京都  
固定資産評価審査委員会告示第三号)の一部を次のように  
改正する。

令和元年六月二十八日

東京都固定資産評価審査委員会

第十一条第三項中「第四章に規定する審査の決定の手  
続」を「第十四条から第二十九条、第三十二条及び第三十  
三条の審理手続」に改める。

第三十五条の次に次の一条を加える。

(文書管理)

第三十五条の二 事案の決定及び文書の管理については、  
別に定めがある場合を除き、知事部局の例による。

附 則

この規程は、令和元年七月一日から施行する。

規 程 (水)

●東京都水道局管理規程第三号

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程を次のよう  
に定める。

令和元年六月二十八日

東京都水道局長 中嶋正宏

東京都水道局財務規程の一部を改正する規程

東京都水道局財務規程(昭和三十五年東京都水道局管理  
規程第二十二号)の一部を次のように改正する。

第三十七条中「払い込み、領収証の交付を受ける」を  
「払い込む」に改める。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

●東京都水道局管理規程第四号

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程の一部  
を改正する規程を次のように定める。

令和元年六月二十八日

東京都水道局長 中嶋正宏

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する  
規程の一部を改正する規程

東京都水道局公金の徴収事務の委託に関する規程(平成  
十年東京都水道局管理規程第四十三号)の一部を次のよう  
に改正する。

第五条第二項に次のただし書を加える。

ただし、あらかじめ局長の承認を得た場合は、この限  
りではない。

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

公 告

認定特定非営利活動法人の定款の変更の届出  
について

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第四十九

条第二項第三号に掲げる事項に係る定款の変更の届出があったので、同法第五十三条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人日本若手精神科医の会

二 代表者の氏名

堀之内 徹

三 主たる事務所の所在地

東京都中央区日本橋茅場町一丁目九番二号 株式会社  
メセナフィールドアークス内

認定特定非営利活動法人の代表者の氏名の変更の届出について

特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第五十三條第一項に規定する代表者の氏名の変更の届出があったので、同条第二項及び特定非営利活動促進法施行条例の施行に関する規則（平成十年東京都規則第二百四十三号）第二十二條の三の規定により、次のとおり公告する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 名称

特定非営利活動法人豊かな大地

二 代表者の氏名

豊島 聖史

三 主たる事務所の所在地

東京都台東区東上野六丁目九番三号

東京体育館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、東京体育館の施設の休館日を次のように変更する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

メインアリーナ、サブアリーナ、陸上競技場、トレーニングルーム、健康体力相談室、研修室及び屋内プール

二 理由

臨時休館 令和元年七月一日から同年九月三十日まで  
施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため臨時休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設を次のように休館する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 陸上競技場

令和元年七月一日、同月八日、同月十六日、同月二十二日、同月二十九日、同年八月五日、同月十三日、

同月十九日、同月二十六日、同年九月二日、同月九日、同月十七日、同月二十四日及び同月三十日

(二) 第一球技場、第二球技場、補助競技場及び軟式野球場

令和元年七月一日、同月十六日、同年八月五日、同月十九日、同年九月二日及び同月十七日

(三) テニスコート

令和元年七月一日、同月十六日、同年八月五日、同月十九日、同年九月二日及び同月十七日

二 理由

施設設備の整備及び保守点検のため

駒沢オリンピック公園総合運動場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の休館日を次のように変更する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名及び期日

(一) 体育館及び屋内球技場

臨時休館 令和元年七月一日及び同年八月五日

(二) 弓道場

臨時休館 令和元年九月二日から同月六日まで及び同月九日から同月十三日まで

(三) プール

臨時休館 令和元年七月一日から同年九月十五日ま

で

(四) 硬式野球場

臨時休館 令和元年七月一日から同年八月三十日まで、同年九月二日及び同月十七日

二 理由

施設設備の整備、保守点検及び改修工事のため臨時休館する。ただし、一(三)プールは、施設の老朽化により開館することが困難であるため臨時休館する。

駒沢オリンピック公園総合運動場の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、駒沢オリンピック公園総合運動場の施設の開場時間を次のように変更する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名、期日及び開場時間

(一) テニスコート

ア 令和元年七月八日、同月二十九日及び同年八月二十六日  
午後零時三十分から午後六時三十分まで

イ 令和元年九月十日から同月二十九日まで  
午前八時三十分から午後四時三十分まで

ウ 令和元年九月九日、同月二十四日及び同月三十日  
午後零時三十分から午後四時三十分まで

(二) 軟式野球場

ア 令和元年七月八日、同月二十二日、同月二十九日、

同年八月十三日及び同月二十六日

午前八時三十分から午後零時三十分まで

イ 令和元年九月十日から同月二十九日まで  
午前八時三十分から午後四時三十分まで

ウ 令和元年九月九日、同月二十四日及び同月三十日  
午前八時三十分から午後零時三十分まで

(三) 硬式野球場

令和元年九月九日、同月二十四日及び同月三十日  
午後零時三十分から午後九時まで

(四) トレーニングルーム

ア 令和元年七月一日から同年九月三十日までの土曜日、日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日  
午前九時から午後九時三十分まで

イ 令和元年七月一日から同年九月三十日までの(四)アの期日を除く開館日  
午前七時三十分から午後九時まで

二 理由

使用者の利便性の向上、施設設備の整備及び保守点検のため

東京都武道館の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京武道館の休館日を次のように変更する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 期日

臨時開館 令和元年八月十九日  
臨時休館 令和元年八月十三日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京都武道館の開場時間の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第二条第一項ただし書の規定により、東京武道館の施設の開場時間を次のように変更する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小 池 百合子

一 施設名

トレーニングルーム

二 期日

令和元年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)に規定する休日を除く開館日

三 開場時間

午前九時から午後十時まで

四 理由

使用者の利便性の向上のため

東京辰巳国際水泳場の休館日の変更について

東京都体育施設条例施行規則(平成十九年東京都規則第七十六号)第一条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の休館日を次のように変更する。

<p>令和元年六月二十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 臨時開館 令和元年七月十六日、同年八月十九日及び同年九月十七日 臨時休館 令和元年七月八日、同年八月五日、同月二十七日、同年九月九日及び同月二十四日</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。</p>	<p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、東京辰巳国際水泳場の開場時間を次のように変更する。</p> <p>令和元年六月二十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 令和元年七月一日から同年九月三十日までの日曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和二十三年法律第七十八号）に規定する休日を除く開館日</p> <p>二 開場時間 午前九時から午後十時まで</p> <p>三 理由 使用者の利便性の向上のため</p> <p>有明テニスの森公園テニス施設の休館日の変更について</p>	<p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、有明テニスの森公園テニス施設の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和元年六月二十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 臨時休館 令和元年七月一日から同月三十一日まで</p> <p>二 理由 施設設備の改修工事のため臨時休館する。</p> <p>若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和元年六月二十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 臨時開館 令和元年七月三十日、同年八月六日、同月十三日、同月二十日及び同月二十七日</p> <p>二 理由 使用者の利便性の向上のため</p> <p>若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第二条第一項ただし書の規定により、若洲海浜公園ヨット訓練所の開場時間を次のように変更する。</p>	<p>令和元年六月二十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 期日 令和元年七月六日、同月七日、同月十三日から同月十五日まで、同月二十日、同月二十一日、同月二十七日、同月二十八日、同年八月十日から同月十二日まで、同月十七日、同月十八日、同月二十四日、同月二十五日、同月三十一日、同年九月一日、同月七日、同月八日、同月十四日から同月十六日まで、同月二十一日から同月二十三日まで、同月二十八日及び同月二十九日</p> <p>二 開場時間 午前八時から午後六時まで</p> <p>三 理由 使用者の利便性の向上のため</p> <p>武蔵野の森総合スポーツプラザの休館日の変更について</p> <p>東京都体育施設条例施行規則（平成十九年東京都規則第七十六号）第一条第一項ただし書の規定により、武蔵野の森総合スポーツプラザの施設の休館日を次のように変更する。</p> <p>令和元年六月二十八日</p> <p>東京都知事 小 池 百合子</p> <p>一 施設名及び期日 （一）メインアリーナ 臨時開館 令和元年七月十六日、同年八月十九日及び同年九月十七日 臨時休館 令和元年八月二十一日</p>
--	---	---	---

(二) サブアリーナ

臨時開館 令和元年七月十六日、同年八月十九日及び同年九月十七日

臨時休館 令和元年七月十七日、同年八月二十一日、同年九月二十五日、同年二十八日及び同年二十九日

(三) 屋内プール及びトレーニングルーム

臨時開館 令和元年七月十六日、同年八月十九日及び同年九月十七日

臨時休館 令和元年七月十七日、同年八月二十一日、同年九月十九日から同月二十一日、同月二十五日、同月二十八日及び同月二十九日

(四) 会議室及び多目的スペース

臨時開館 令和元年七月十六日、同年八月十九日及び同年九月十七日

臨時休館 令和元年七月十七日及び同年八月二十一日

二 理由

使用者の利便性の向上のため臨時開館し、施設設備の整備及び保守点検のため臨時休館する。

東京都障害者総合スポーツセンターの開場時間の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例(昭和五十九年東京都条例第二十四号)第六条第三項の規定により、東京都障害者総合スポーツセンターの開場時間を次のように変更する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 期日及び開場時間

令和元年七月二十八日

午前九時から午後五時まで

二 理由

イベント開催のため

東京都多摩障害者スポーツセンターの開場時間の変更について

東京都障害者スポーツセンター条例(昭和五十九年東京都条例第二十四号)第六条第三項の規定により、東京都障害者総合スポーツセンターの開場時間を次のように変更する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

一 期日及び開場時間

令和元年六月三十日

午前九時から午後五時まで

二 理由

イベント開催のため

土地区画整理事業の換地処分について

東京都市計画事業豊洲土地区画整理事業について、土地区画整理法(昭和二十九年法律第百十九号)第百三条第一項の規定により換地処分があったので、同条第四項の規定により公告する。

令和元年六月二十八日

東京都知事 小池 百合子

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の規定に基づき許可した次の開発行為に関する工事は、完了した。

令和元年六月二十八日

東京都多摩建築指導事務所長

金子 博

開発区域又は工区に含まれる地域の名称 許可を受けた者の住所及び氏名

小金井市緑町四丁目二千九百八十六番一、二千九百八十七番三及び同番四 新宿区西新宿一丁目二十六番二号 野村不動産株式会社 代表取締役 宮嶋 誠一

発行

東京都 東京都新宿区西新宿二丁目八番一号 電話 〇三(五三二)一〇一一(代)

郵便番号 163-8001

定価

本号 一箇月 六、六〇〇円

(郵送料を含む。)

印刷所

勝美印刷株式会社

東京都文京区白山一丁目十三番七号

電話 〇三(三三二)五二〇一(代)

郵便番号 113-0001

印刷

FSC

ミックス

FSC® C006270

リサイクル適性

環境にやさしい紙のつくりかた

リサイクルマーク